法人土地基本統計の指定の変更に係る公示の概要について

1 公示の概要

法人土地基本統計は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号の規定に基づ く基幹統計として、国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用について の基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として作成されてきた。

この度、法人土地基本統計の作成を目的とし、同法第2条第6項に規定する基幹統計調査として実施している法人土地基本調査に、同条第7項に規定する一般統計調査として実施している法人建物調査及び企業の土地取得状況等に関する調査の2調査を統合することに伴い、法人土地基本統計の名称を「法人土地・建物基本統計」に変更し、作成目的を「建物の所有及び利用並びに土地の購入、売却等の基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにする」に変更する。

本告示は、以上について同法第7条第3項において準用する同条第2項の規定に基づいて 公示するものである。

2 今後のスケジュール (予定)

パブリックコメント: 平成24年12月29日(土)から25年1月27日(日)(30日間)

公布日:平成25年2月下旬施行日:公布日と同日に施行